

【貸付対象機器等一覧】

(令和8年7月21日現在)

資金の種類	利 率 (年% 以内)	償 還 期 間 (年以内) カッコ内は据置期 間	貸付限度額	貸 付 対 象 事 業
1号資金 〔20トン未満漁船〕	3.00	20(3)	○20トン以上漁船資金借受者 3億6,000万円	漁船の建造、改造又は取得（機関、機器等を含む）
〔20トン以上 30トン未満漁船〕	3.00	機関、機器 10(3)	○水産養殖業者 (法人) 3億6,000万円	
〔30トン以上 130トン未満漁船〕	3.00			
2号資金 (漁船漁具保管 修理施設等)	3.00	15(3) 漁協等 20(3)	○二以上の複合経営 3億6,000万円 ○上記以外の生産組合・漁業法人・水産加工業者、個人のうち20トン未満漁船資金借受者・漁船漁業用施設資金借受者・水産養殖業者（個人） 9,000万円	漁船漁具保管修理施設、漁業用資材保管施設、漁船用油供水供給施設、養殖池、蓄養池、水産種苗生産施設、養殖用作業舎、水産物処理施設、水産物保蔵施設、水産物加工施設、製氷冷凍施設、水産物等運搬施設、水産物販売施設又は漁業用通信施設の改良、造成又は取得
3号資金 (漁場改良造成用 機具等)	3.00	7(2) 漁協等 10(2)	○上記以外の個人 1,800万円 ○漁協等 12億円	漁場改良造成用機具、漁船用油供水供給用機具、水産種苗生産用機具、養殖用えさ調整供給用機具、養殖用肥料薬剤施用機具、養殖水産物収穫用機具、水産物等運搬用機具又は生産・経営管理情報処理用機具の取得
4号資金 (漁具等)	3.00 (知事特認 3.00)	5(2) 定置網 10(2)	○上記以外の個人 1,800万円 ○漁協等 12億円	漁具又は養殖いかだその他農林水産大臣が定める養殖施設の取得
5号資金 (水産動植物の種苗の 購入又は育成)	3.00	5(2) ぶり、ほたてが い、真珠 5(3)	○都道府県知事が承認した場合はその承認額	ぶり、うなぎその他の成育期間が通常1年以上である水産動植物であって農林水産大臣が定めるものの種苗の購入又は育成（農林水産大臣が指定するものに限る）
6号資金 (漁村環境 整備施設)	3.00	20(3)		有線放送施設その他の漁船における環境の整備のために必要な施設であって農林水産大臣が定めるものの改良、造成又は取得（漁業協同組合等に貸し付けられるものに限る）
7号資金 (農林水産大臣 特認)	3.00	12(2) 漁村給排水施設、特定漁家住宅、水産業労働力確保施設 15(3) 初度的経営資金 5(2) 漁協等 15(3)		1～6号以外で農林水産大臣が指定する資金 〔漁場改良造成施設、漁協等が共同利用に供する船舶、水産物処理加工公害防止施設、海浜等環境活用施設、漁村給排水施設、特定の漁家住宅、初度的経営資金、密漁監視施設、水産業労働力確保施設〕

※各資金の詳しい内容については次ページの通り

第1号資金

漁 船……漁船

漁船の改造に必要な資金であつて

船体以外の部分に係るもの……推進機関、補機関、プロペラ装置、発電機、無線機、魚群探知機、方向探知機、ロラン、レーダー、ジャイロコンパス、気象図模写受信施設、造水装置、油圧装置等

第2号資金

漁 船 漁 具 保 管 修 理 施 設……漁船修理施設、漁船機関修理施設、染網施設、漁具倉庫、船揚施設等

漁 業 用 資 材 保 管 施 設……給油タンク、資材えさ倉庫等

漁 船 用 油 水 供 給 施 設……給油船、給水施設等

養 殖 池……養殖池

蓄 養 池……蓄養池

水 産 種 苗 生 産 施 設……採苗施設、飼育池等

養 殖 用 作 業 舎……養殖用作業舎

水 産 物 処 理 施 設……荷さばき販売所建物（注）、水揚機械施設、海水浄化施設、給排水施設、衛生施設、消化施設、構内舗装、計算センター、トラックスケール、せり機械施設等

（注）卸売場建物、仲買売場建物、買荷保管積込所建物及び場内事務所を含む。

水 産 物 保 蔵 施 設……水産物倉庫、冷蔵施設等

水 産 物 加 工 施 設……水産物加工施設

製 氷 冷 凍 施 設……製氷施設、冷凍施設

水 産 物 等 運 搬 施 設……運搬船等

水 産 物 販 売 施 設……活魚等販売施設

漁 業 用 通 信 施 設……漁業用無線陸上施設、テレタイプ、テレックス等

第3号資金

漁 場 改 良 造 成 用 機 具……ブルドーザー、パワーショベル等

漁 船 用 油 水 供 給 用 機 具……給油車、給水車等

水 産 種 苗 生 産 用 機 具……ヒーター、培養器等

養殖用えさ調製供給用機具……給餌器、ミンチ、チョッパー、播漬器等

養殖用肥料薬剤施用機具……浮タンク、散布機械等

養殖水産物収穫用機具……のりつみ機等

水 産 物 等 運 搬 用 機 具……運搬車、場内運搬機械等

生 産 ・ 経 営 管 理

情 報 処 理 用 機 具……電子計算機等

第4号資金

漁 具……漁網綱、浮子、沈子、ラジオブイ、集魚灯、潜水用具、えり、やな、かご、つりざお等

養 殖 い か だ……養殖いかだ（注）つりかご、母貝及び核の単独取得を含む。

その他農林水産大臣が

定 め る 養 殖 施 設……はえなわ式養殖施設（注）、仕切網養殖施設、ひび建養殖施設、浮流し式のり養殖施設、小割り式養殖施設

（注）つりかご、母貝及び核の単独取得を含む。

知事が特に省力化等に
資すると認める漁具……自動定置網

第5号資金

ぶり、うなぎその他の成育
期間が通常1年以上である
水産動植物であって農林水

産大臣が定めるもの（指定水産動植物）……あかがい、あさり、あじ、あわび、いしだい、いわ
がに、うなぎ、うに、かき、かさご、くるまえばい、こい、こんぶ、
さけ、さば、真珠貝、すぎ、すずき、すっぽん、たい、テラピア、
とうごろういわし、とこぶし、どじょう、にべ、はた、はまぐ
り、ひおうぎがい、ひらめ、ふぐ、ぶり、ほたてがい、ほや、め
ばる及びわたりがに

農林水産大臣が指定するもの

ア 養殖に係るもの……通常1年以上の期間育成する指定水産動植物（ただし、とこぶ
し、はまぐり及びわたりがにを除く。）の種苗の購入又は育成
に必要な資金

イ 増殖に係るもの……あかがい、あさり、あわび、いわがに、うに、くるまえばい、さ
け、たい、とこぶし、はまぐり、ひらめ、ほたてがい又はわたり
がにの種苗の購入又は育成に必要な資金

第6号資金

有線放送施設その他の漁村
における環境の整備のため
に必要な施設であって農林

水産大臣の定めるもの……漁村情報処理・通信施設（有線放送施設及び有線放送電話施設
を含む。）、漁船舶員臨時宿泊施設、漁業者研修施設、集会施
設、託児施設、診療施設、水道施設、ガス供給施設、下水道施
設、地域休養施設、漁村広場施設、漁村多目的施設、生活安全保
護施設、連絡道、廃棄物処理施設

第7号資金

漁場改良造成施設……開発機械施設、のり防波導流施設、たこ産卵施設等

漁協等が共同利用に

供する船舶……監視船、指導船等

水産物の処理加工に伴って

生ずる公害の防止のために

必要な施設

海浜等環境活用施設……釣り場、潮干狩り場、管理施設、保安施設、休養施設、蓄養殖施
設、

水産物直販施設、特産民芸品加工施設、水産資料展示研修施設、
自然生態観察施設、漁家民宿施設、遊漁船、屋内外調理施設、施
設連絡道路、駐車場及び便所

漁村給排水施設……給排水施設、浄化槽等

漁家住宅……漁家住宅

初度的経営資金……初度的経営資金

密漁監視施設……密漁監視施設

水産業労働力確保施設資金……宿泊施設、休憩施設（食堂、浴室等）